

# 参 考 資 料

- 1 子どもの読書活動推進に関する法律
- 2 中央市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱
- 3 中央市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿
- 4 用語一覧
- 5 活動施設一覧

## 1 子どもの読書活動の推進に関する法律

### (目的)

第 一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### (基本理念)

第 二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### (国の責務)

第 三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第 四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の努力)

第 五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### (保護者の役割)

第 六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### (関係機関等との連携強化)

第 七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### (子ども読書活動推進基本計画)

第 八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本

計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。  
(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第 九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第 十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第 十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

## 「中央市子どもの読書活動推進計画」策定委員会設置要項

### （設置）

第1条 「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律154号）」第9条2項の規定により、「中央市の子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という）」を策定し、中央市における子どもの読書活動に関する総合的・計画的な推進を図るため、「『中央市子どもの読書活動推進計画』策定委員会」（以下「策定委員会」という）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 策定委員会は推進計画策定のための必要な事項を協議する。

### （組織）

第3条 策定委員会の委員は、教育委員会が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

2 委員は子どもの読書活動に関わる学識経験者、学校教育関係者、図書館ボランティア、図書館関係者及び行政関係者で構成する。

### （役員）

第4条 策定委員会には会長及び副会長1名を置く。

2 会長は委員の互選によって選出し、副会長は会長の指名による。

3 会長は策定委員会を代表し会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

### （会議）

第5条 策定委員会は必要に応じて会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

### （庶務）

第6条 策定委員会の庶務は中央市教育委員会市立図書館が行う。

### （その他）

第7条 この要綱に定めるものの他、策定委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

2 策定委員会は、設置目的が達成されたと認められたときをもって解散するものとする。

### 附則

この要綱は、平成18年9月20日から施行する。

「中央市子どもの読書活動推進計画」策定委員会委員名簿

所 属	氏 名	役職名等
図書館協議会	田島 聡	副会長
小中学校	望月 孝之	玉穂南小学校長
	西山 豊	玉穂中学校長
小中学校図書館司書	廣川 理江	田富北小学校司書
	大沼 京子	豊富小学校司書
	丸山 美奈子	玉穂中学校司書
図書館ボランティア	佐々木ノリ子	プーサンの会
	笹川 佳子	朗読サークルみすず会
学識経験者	葉袋 武雄	県史編纂室
保育士	横田 敬子	田富第1保育園園長代理
保健師	中沢 昭子	健康推進課副保健師長
生涯教育課	河西 則喜	生涯教育課長
市立図書館	乙黒 幸江	玉穂生涯学習館長
	森本 六生	田富図書館長

用語一覧

用 語	説 明
朝の読書	<p>「朝の読書」とは授業の始まる前10分間に自分の好きな本を読むという運動。山梨県では総実施278校（78%）、小学校175校（84%）、中学校77校（75%）、高等学校26校（60%）が行っている。各学校では、全校一斉、学年ごと、学級ごと、授業ごと等、実施の方法はまちまちである。平成19年3月9日現在、朝の読書推進協議会調べによる。</p> <p>（参考）「朝の読書推進協議会」  <a href="http://www1.-hon.ne.jp/content/sp-0032.html">http://www1.-hon.ne.jp/content/sp-0032.html</a></p>
ブックスタート	<p>ブックスタートとは、絵本に関心の高い保護者だけではなく、すべての赤ちゃんと保護者を対象にした活動として、地域に生まれた赤ちゃんが集まる保健センターでの0歳児健診などで行われる。全国では、597自治体（32%）で実施しており、山梨県では、13自治体（45%）で実施している。2006年12月31日現在、NPOブックスタート調べによる。</p> <p>中央市では、旧玉穂地区の「はじめての絵本」事業から引き継がれ、市の事業としておこなっている。</p> <p>（参考）「NPOブックスタート」  <a href="http://www.bookstart.net/index.html">http://www.bookstart.net/index.html</a></p>
レファレンスサービス	<p>レファレンスサービスとは、利用者の調査・研究のために、どのような資料を使えばよいか、資料提示または情報の案内をお手伝いすること。自館にない場合、県内公共図書館や県外公共図書館・国立国会図書館から資料を取り寄せたり、大学図書館や専門図書館へ照会することも含まれる。迅速かつ的確な資料提供することが求められ、図書館サービスの中心となる業務とされている。</p>

ブックトーク	ブックトークとは、本を紹介するための一つの手だて。テーマを決め、そのテーマに関するいろいろなジャンルの本を集めて紹介する。子どもが、読書の幅を広げるのに有効。
パネルシアター	パネルシアターとは、布を巻いた板（パネルボード）に専用の不織布で作った絵を貼り、お話しなどを楽しむ貼り絵のお芝居のようなもの。幼稚園・保育所のお遊戯会や図書館のおはなし会などでよく使われる。
ヤングアダルトサービス	ヤングアダルトサービスとは、おおむね12歳から18歳までの青年期利用者に対して、主として公共図書館が行うサービス。

活動支援施設一覧

施設名		施設名		
保育所		児童館		
市立	玉穂保育園	市立	玉穂中央児童館	
	田富第1保育園		玉穂西部児童館	
	田富第2保育園		玉穂北部児童館	
	田富第3保育園		田富ひばり児童館	
	田富北保育園		田富すみれ児童館	
	豊富保育園		田富杉の子児童館	
私立	チャイルドルームまみい		田富中央児童館	
			田富わんぱく児童館	
幼稚園				田富ひまわり児童館
私立	わかば幼稚園			田富つくし児童館
	みかさ幼稚園		豊富児童館	
放課後児童クラブ		小学校		
市立	玉穂中央児童館児童クラブ	市立	三村小学校	
	玉穂西部児童館児童クラブ		玉穂南小学校	
	玉穂北部児童館児童クラブ		田富小学校	
	田富すみれ児童館児童クラブ		田富北小学校	
	田富杉の子児童館児童クラブ		田富南小学校	
	田富中央児童館児童クラブ		豊富小学校	
	豊富放課後児童クラブ	中学校		
個人	ガレージスクール	市立	玉穂中学校	
			田富中学校	
(社)	また、あした			

中央市子どもの読書活動推進計画

平成19年4月

編集・発行 中央市教育委員会  
(中央市立図書館)

〒409-3892

中央市臼井阿原301-1

TEL 055-274-8522